



今月のテーマ 『春のイチオシ』

上富良野町

「フラワーランドかみふらの」の桜の森

バス駐車場横の小路を進むと、小高い丘に広がる桜の森が見えてきます。

桜は4万㎡の敷地に約300本あり、平成4年の開園時に植えられました。

5月上旬が見ごろで、天気が良ければ十勝岳連峰も一緒に望めるお花見スポットです。

場所 上富良野町西5線北27号
フラワーランドかみふらの

入場料 無料

☎ フラワーランドかみふらの

TEL 45-9480



中富良野町

フラワーパークと森林公園

四季折々の花が彩るフラワーパークと森林公園は、自然を身近に感じる憩いの場所として親しまれています。心地よい陽光に包まれ、いよいよ花の季節が始まる春。町木こぶしと桜が咲く園内を散策しながら春を感じてみませんか。

☎ 中富良野町産業建設課

TEL 44-2123



富良野市

リニューアル「ふらのワイン」

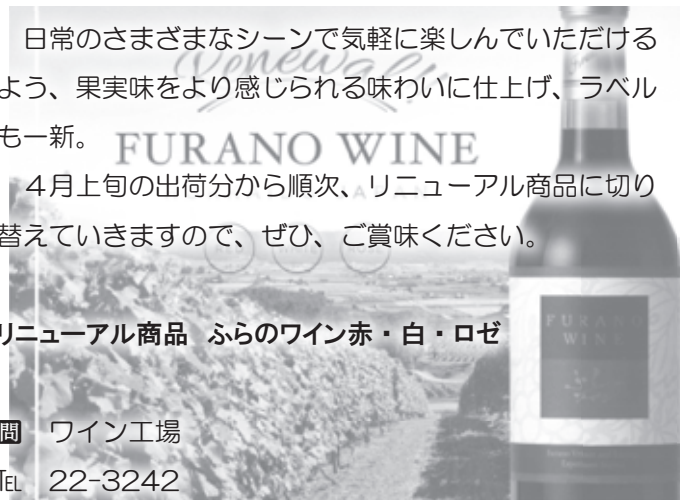
日常のさまざまなシーンで気軽に楽しんでいただけるよう、果実味をより感じられる味わいに仕上げ、ラベルも一新。

4月上旬の出荷分から順次、リニューアル商品に切り替えていきますので、ぜひ、ご賞味ください。

リニューアル商品 ふらのワイン赤・白・ロゼ

☎ ワイン工場

TEL 22-3242



南富良野町

金山ダムサイト公園

金山から車で5分ほどのところにある金山ダムサイト公園には、約260本の桜の木があり、5月上旬の見頃を迎えると迫力のある桜並木へ姿を変えます。運が良ければ大迫力のダムの放水風景を見ることができます。満開の桜に囲まれながらお花見などいかがでしょうか。

また、幾寅方面へトンネルを抜けたところにある金山ダム展望台はダムと湖と緑豊かな木々を一度に眺めることができる貴重なスポットになっています。

☎ 役場企画課商工観光係 TEL 52-2115



国民年金の届出・手続きを必ず行ってください

国民年金は日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方すべてが加入する制度です。次のような場合には、必ず届出を行ってください。

20歳になったとき

厚生年金や共済組合に加入していない方が20歳になったときは、印鑑と年金手帳（すでに持っている方のみ）を持参し、資格取得の手続きをしてください。



会社を退職したとき

厚生年金や共済組合に加入している第2号被保険者の方が、60歳になる前に会社などを退職したときは、会社を退職した日が確認できる書類、印鑑、年金手帳を持参し、資格取得の手続きをしてください。

被扶養配偶者の方の収入が増えたとき

厚生年金や共済組合に加入している方の被扶養配偶者（第3号被保険者）の方のパート収入などが130万円以上になったときには、印鑑、年金手帳を持参し、種別変更の手続きをしてください。



被扶養配偶者の配偶者が退職したとき

配偶者の方が退職して、厚生年金や共済組合の加入者でなくなったときには、配偶者の方が会社を退職した日が確認できる書類、印鑑、年金手帳を持参し、種別変更の手続きをしてください。

免除制度をご利用ください

国民年金の保険料を納めることが経済的に困難な場合には、免除制度や学生納付特例制度を活用することにより、保険料の未納を防ぐことができます。

詳しくは、旭川年金事務所（0166-27-1611）または住民課戸籍担当（56-2123）までお問い合わせください。

住所変更などは必ず届出！ ※原則14日以内に

皆さんの住所などの必要事項を記録する住民票（住民基本台帳）は、様々な行政の基礎となるものであり、正確でなければなりません。実際に住んでいる所が住民票と違うと、その町で本来受けられる住民サービス（例えば、国保加入、医療費の助成など）が受けられなくなりますので、必ず届出をされますようお願いいたします。

住所変更などは原則として、ご本人もしくは同じ世帯の方からの届出により把握します。確実な住民サービスを提供するためにも、ご理解とご協力をお願いいたします。

問 住民課戸籍担当 TEL 56-2123